

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻59号 92/6.7合併<1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797 (32) 1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 9月30日(水)AM10~12 小林反对尋問
11月4日(水) " "



小林証人、証言に詰まり突然逃亡。審理1時間も中断。

もくじ

第43回公開口答審理報告

小林証人、証言の根拠を崩されるや突然逃亡 前代未聞の審理中断珍事	市芦救援会事務局	2
総括集会報告		5
傍聴記 処分の荒唐無稽ぶりを実感	県高支部 K生	6
小林部長、証言に詰まり証言席から突然逃げ出す！	市芦分会・市芦救援会	7
風変わりなスト破り	市芦分会・吉村土郎	9
活動日誌/夏季一時金カンパのお願い		

第四三回公開口頭審理報告

小林証人、証言の根拠を崩されるや突然逃亡
前代未聞の審理中断珍事

市芦救援会事務局

去る七月四日、吉岡・石橋両先生の配転に関して、在間弁護士より小林元管理部長に對する反対尋問の続きが行なわれました。前回、「教諭から指導員への異動は転職にあたる」と証言したことの根拠を質しました。市が年度毎に行政報告として公にする事務報告書を書証として提出、本件人事異動が転職としては扱われていない事実を示し追及しました。証人は「わかりません」を繰り返して、「無責任だ」との場内の声を「口実」にして、突然席を立ち、審査長の制止も無視して逃亡しました。審理が始まってわずか一五分しかたつておらず、満員の傍聴者（中には他市の行政職員も研修で来ている）は勿論、処分者側代理人もアツケにとられる一瞬の出来事でした。審理は一時間にわたって中断し、審査長が別室で証人に嚴重注意した後、再開。

としか答えませんでした。判断根拠を答えぬ証人に対し、審査長からも「転職との主張と事務報告書の記載に差異があり、次回までに調べておくこと」との指示が出されました。また、両先生の本年四月の再強配について、市教委から市長部局への併任解除辞令の中に職名が記載されていない点を問われると、「以前の併任辞令にも記載がなかったから」と証言。市の辞令規則にもない辞令を交付した事を平然と認める有様でした。さらに、「市長部局では主事だと思ふ」と証言。職名すらあいまいという、本件異動の異常さを示したものと云えます。

市事務報告書での異動根拠も示せず
審査長 本日提出の書証は甲第一七三号〜一九四号です。
在間 併任弁護士（以下、在間と略） 前回、教諭から指導員への異動は、転職であると言われましたね。
小林証人（以下、小林と略） はい。
在間 これは市の規則の、「職員を現に属する職（補職名を除く）から同位の職に任命すること」にあたるということですね。
小林 はい。
在間 本日提出の書証、いづれも芦屋市の事務報告書です。これはどういう書類と理解すればいいんですか。
小林 ……えっと、一年度間の行政についての概略の報告書です。
在間 市の人事異動であれば何人異動したかという事が報告されているんですね。
小林 概略の報告がされてる。
在間 芦屋市でまとめ公にされてますね。
小林 はい。
在間 教育委員会人事のまとめの責任者は管理部長ですね。
小林 はい。
在間 人事の異動で、例えば五六年度分ですと、五六年四月一日〜五七年三月三十一日まで

ね。

小林 はい。

在間 六二年度の事務報告書を見ますと、本件、六二年四月一日付の六人の市芦高校教諭に對する人事異動は、この中で、どこに、どのように扱われているのですか。

小林 わかりません。

在間 もう一度見て下さい。六二年度分ですから、六二年四月一日付人事異動はこの中に記載されている筈ですね。高校の所を見ますと、転職は○、配置換えも○となっています。証人は当時管理部長としてこの内容については責任者だったと思いますが、六人の異動はこの報告書でどう扱われているんですか。

小林 ……えっと、わかりません。

傍聴者（以下、傍と略） なんでわからへんねん。

在間 市民に對しても市の行政を行った報告だと思ひますが、責任者のあなたが知らないというのはどういうことですか。

小林 細部にわたっては知りません。

傍 核心のことや！

証言に詰まり証人突然逃亡

在間 六一年度をみますと、高校の所、転職は○で、配置換えに七とあります。六一年度に七名配置換えという意味ですね。

小林 はい。

在間 これは本件と関係あるんですか。

小林 わかりません。

在間 当時の管理部長でしょう。

小林 細かい数字をいちいち誰がおぼえてますのん。

在間 いえ、ここに書いてある配置換というものが本件人事異動と関係あるのか、ないのかと言ってるんです。

小林 わかりません。

申立人 無責任やな。

小林 誰が無責任や！

在間 そういう言い逃れをされるとは思いませんでした。そういう対応をとられることについては、芦屋市民も怒ると思いますよ。

小林 な、なんで怒るんですか！こんな細かいこと。

傍 細かいことか！処分のことやろ！

小林 一方的な非難するようなことはやめて下さい。

傍 どっちが一方的や！一方的に処分したのはそっちやないか！

小林 出ますわ！

（突然証人席を立ち、審査長の制止も無視して、傍聴者をさけて委員用出入口から逃亡）

傍 審査長、証人をもとめて下さい。

在間 重要な人事異動について、責任者としてああいう態度をとられることは許されな

ことだと思ひます。

審査長 まあ、そうですね、証言をひき出さなきゃいかんわけですから、傍聴席がうるさいと。

在間 証人がああいう証言をするというのは、傍聴席の発言が原因ではないと思うんです。前回から、あの証人は一切答えなという様な態度を決めて出てきている。審査長から、証人としてまじめに証言するように勧告して下さい。

審査長 それは勧告します。証人には別室で注意しますが、傍聴席の方も発言をしないように。休憩します。

（約一時間、審理は中断。市人事課長が書類をもって、三階に上っていく。どうやら上で小林証人と作戦会議をしているらしい）

転職と判断した調査内容も証言拒否

審査長 再開します。

在間 これだけの時間がズレましたので、証人に対して、ああいう形でここから出られるということについては、直接注意して下さい。

審査長 わかりました。言っております。充分言っております。

在間 前々回、市芦高校教員から指導員への異動について、当初、配置換えと言われ、転職ではないかとの指摘もつけて、結局、その

ことについて調査すると言われましたね。
小林 前回、転職と。

在間 前々回から前回にかけて事実関係の調査をされたと。
小林 はい。

在間 この事務報告書は当然ご覧になったのではないんですか。
小林 ……いや、それは見てません。

在間 ……まあ、人事異動の規則なり、記入要領とか、あと…そういうことが中心。
在間 規則は前々回の時に証拠で示した資料でしょう。記入要領は、前回、参考でその通り運用しないという話でした。

小林 はい。
在間 では、六人の人事異動が何にあたるのか、規則上については、どういう資料を検討なさったんですか。

小林 ……いや、それは、規則をよく実際に検討して…その他、人事辞令見たり。
在間 辞令は、これも前々回証拠で示してま

すね。転職とはありませんでした。しかも、記入要領の転職の書き方とも違っていましたね。
小林 ……まあ、そうですね。

在間 ……まあ、そうですね。
小林 (前々回) 職名変更による配置換え

と…そう思ったが、前回、よく見たら転職である。

在間 前々回、審査長から、転職にあたるのではないか、という質問があって、あなたはそうではないと思いますと言われた。

前回、転職と明確に答えられたので、その根拠をお尋ねせざるをえないんです。
小林 資料は見たとありますが、ここで思い出させませんが…この規則を見て判断した。

在間 この三月から四月のことでしょう。何を調べたかも忘れませんか。
小林 ……

審査長 まず、人に聞いたか、調べたかの二点、物を見たのは何かと。規則ですか。
小林 別表、記入要領ですね。

審査長 その二つですか。
小林 勿論、解説書とか、教育委員会での質疑応答書とか。

寺内代理人(以下、寺内と略) 転任か配置換えかと解釈の問題で、この根拠は答えにくい。前々回の証言からかわったようなことを言われてますが、自信がないので調べるということだったので。

傍 調べた中味を言っていない！ごまかすな。
転職の根拠を示すよう審査長も指示

在間 六一年〜六三年度の各々の事務報告書

の表では、いずれにしても転職は〇となっておりますね。

小林 はい。
在間 配置換えに七とか八とか出てくる。証人がいま見て、本件処分がどうい風か抜かれてるかというところについてわかりますか。

小林 ……まあ、当時の担当者に聞いてみないとわかりません。
在間 溝田課長ですか。

小林 六二年度分は、翌六三年の今頃にまとめるので、私はもう福祉にいますので。
在間 管理部長はわかりましたが、教職員部長は溝田さんのままですね。

六三年度の方がまとめるにしても、六二年度の資料をもとに作成されるんでしょう。
小林 勿論そうですね。

在間 ……公にされている事務報告書で、なぜこういう扱いになっているのか明確にしたいですね。

寺内 調べていた方がいいといわれても、審査長の方でいわれませんか…。

審査長 転職の問題ですが、事務報告書では転職がブランクになって、転職とおっしゃったことと事務報告書との間に差異が見られますので、この点、私共もどうしてかということを知りたいので、次回までにお調べ願いますか。

市の辞令規則にもない辞令を交付

在間 吉岡さんの、上宮川文化センターに併任する辞令について、規則では併任というのは職に併任とあるので、その職は何か。
小林 その辞令は市長部局なので、当時の私は知らない。

在間 では、今年四月一日付の、併任解除辞令は、証人は総務部長です。ご存知ですか。
小林 ここにも職名がない。何ですか。

小林 主事だと思います。
在間 市長部局で主事であったことは、何か人事記録かその他に出ていますか。

小林 え、それだけ。
在間 この辞令にも出てませんかよ。

小林 ……そうです。
在間 なぜ記載がないんですか。

小林 発令の時に記載がないので、解除の時にも入れてないということ。
在間 市の規則の別記では、所属と職名・補職名を入れて解除するとありますね。

小林 と思いますが。
在間 だから、こんな職名の記載のない併任辞令があるのか。主事とおっしゃるが、それは証人の個人的な見解なのか、それとも市長部局としては二人を主事として扱っていたのか。

小林 あの…、指導員的な性格が強いので、職名がないので、主事と考えますが、指導員的な性格が強い…。

総括集会報告

〈在間弁護士〉

非常に意外な展開で、証人が途中で、わしやこんなもんイヤじゃと出ていったのは、まことに前代未聞でして、我々三人もこれまでも経験したことがないというほどで、証人としては醜態だと思います。

管理部長という立場で証言を放棄したというの、彼らが何も言えないということをおぼわしたものだと思えざるをえないですね。
結局、彼らは傍聴席のせいにしてますが、今日の証言をみても、市の行政についての重要な書類が、転職としてではなく、おそろく配置換えとして扱ってきたらどうと、それがおかしいとなると、後から転職とい出し、それについても説明がつかない。

結局、管理部長としてああいう証言をして、この事件の見通しからいうと、あの時点で勝敗は決まったといえる位で、芦屋の教育行政全体の事態をまさにバクロしたといえます。今日の審理で、処分がいかに根拠がないも

寺内 争点の明確化という事で、配置換・転職について書面を出して下さいよ。
傍 はっきりしてへんのは君だけや！(笑)

のかを示したと思います。また、吉岡・石橋両先生の身分も「主事と思う」とあいまいな証言をしています。この処分が市芦から、市の教育方針にとってじゃまな先生方を排除するということが第一の目的であって、あとでとりつくりとしたが、しかしそれもできていないということが暴露されてる。

〈東灘郵便局解放研・K〉

近畿郵政局は、国労つぶし以上の処分を行っています。今年の四月、七〇〇人も強制配転している。処分も乱発している。例えば保険課から外務へというのは同じ外務内での異動です。しかし、これは生命保険会社の人間が宅配便や新聞配達にいきなり配転されるというふうなもので、その為、非常に困惑し自殺する人も出ている。そういう状況下で東灘も闘っています。

神戸中央で、配送用単車の後に「日の丸」のシールを貼るといふ暴挙が行なわれたが、全通の支部・分会・市民団体等で抗議し、一応当局はシールを取り外しています。

傍聴記

処分の荒唐無稽ぶりを実感

県高支部 K 生

眼前で展開されている光景を、戸惑いをどこかで感じつつ黙って見てしまっていた。事態の意味が自分の中で認識されるまで、一瞬を越える時間が過ぎていたと思われる。まさに呆然、ポカンとしていたに違いない。場内にも静けさが支配する時間が生まれた。

市芦審理の傍聴に数年ぶりであることが出来た。再度の強配を聞いて更なる怒り持ったの訪声。街並みをたどっていると、教師としての自分が育った地だとの実感がやはり湧いてくる。子供達の顔が景色にグブッとく。解放合宿、進路公開、奨学生集会、子供を追っかけ回してばかりいたような毎日、教育「正常化」との闘いと出会った人たちのこと。(閑話休題)

傍聴満席の中で審理は始まった。「審理報告」に詳しいと思うので内容は置くとしても、この業界では有名な証人小林の金太郎アメ的「わかりません」に少し元氣(やる気?)がないなあと思っていたら、突然の職場(?)が離脱。冒頭のような空白体験を味わわせて貰う

こととなった。傍聴久しぶりの小生はいつもこうなのかと思ったくらい、あっけなく証人は逃亡してしまっただけ。

こういふときは、罪を自ら認めた行為であるということくらいは推理小説ファンならずとも衆知のことに違いない。とは言え、主人公(?)を失った審理廷の五十分は長かった。審査長は、その因の一端を傍聴側のヤジに求めたい様子であったが、(他に求める相手が駄々をこねる存在では仕方がないにせよ)それは不当。証人がまともに答えようとしないうこと、それへの審理廷の指導の弱さを問題とすべきであろう。

形の上での証人への「嚴重注意」後の審理は、傍聴側の自粛(耐え抜く力の実証)により、異様に静かなものであった。(これが良かったのかは疑問あり)とは言え、証人の姿勢、答弁は何等変わるものではなかったことは報告しておきたい。

小生は、小林証言を実際に傍聴したのは初めてであった。それだけに、時間をかけて彼

の様子なり、答弁の流れなりを見る中で、この処分の問題点のいくつかに触れ得ることを期待したものだったが、その意味での目論みは空振りであった。だが、思わぬ展開に、その上を行く処分及び処分者側の荒唐無稽ぶりを見せて貰えることになり、大局を実感する機会に恵まれた。

ただ、証人の行動が何らかの意図を含んだ計画的なものではなかったか、との危惧はある。個人の行動というより、行政組織の認可を得た上でのものではないのかという「勘ぐり」である。常軌を逸脱させる事で事態が混乱しているとして、公平委員会の存在意義を政治力学絡みで否定していく図式への懸念を捨てきれない。国鉄労働者への不当な中労委幹旋が頭に浮かぶ。そういう意味では、この闘いに連帯する私たちの働きが、今後ともやはり必要とされるのだと思われる。事実からして、ことの是非は明らかである。審理の流れからしてもそうである。その明らかなることを明らかにさせる取り組み(社会的に認めさせる取り組み)の点で、いつも私たちの力量が問われてくる。

芦屋を離れて四年半、障害を持つ子らに関わり、組合活動を続けるうちに、自分はまだ市芦の闘いに交叉して、元気づけられようとしている。

と、思いますよ。
K な、なんで怒るんですか、こんなことで一方的な非難はやめて下さい。出ますわ。

この日は、昭和六十二年人事でなされた市芦の教員六名の強制配転処分に関して、小林証人に対する反対尋問の続行が予定されていた。

教育委員会(松本教育長、小林管理部長体制)は市芦の教諭に指導員を命じ強制配転しました。これは教員身分を奪う事務吏員への明かな「転職処分」です。にもかかわらず処分者はこれまで一貫して、本人の同意のいない単なる「配置換え」だと主張してきました。

ところが、前々回、組合側弁護士から芦屋市の人事異動に関する規則を示され、「転職ではないか」と追及されるや、「配置換えやと思うけど、分からへんから次回までに調べてくる」と異動の根拠すら示せませんでした。

そうして、前回、この処分が「転職にあたる」と教育委員会の主張を覆さざるを得ませんでした。処分者側の証人が、処分者側の主張を覆すこととなったのです。(よくやった小林部長！)

小林部長、証言に詰まり 証人席から突然逃げ出す！

市芦分会・市芦救援会

審理廷からの小林証人の逃亡事件について多くの支援傍聴者からの怒りの声があがり、七月二日早朝に市役所前ビラ配布を行いました。市職員の方々から、当局のあまりの醜態ぶりへの驚きと怒りの声がありました。今後とも、処分者側の違法不当な対応に対し、断固として反撃してゆかねばなりません。

去る七月一四日(火)公平委員会審理が行われましたが、審理開始後わずか一五分で小林部長が証言に詰まり、証人席から突然立ち上がって、逃げ出しました。

Q は組合側弁護士、K は小林部長

Q この事務報告書には人事異動であれば何人異動したということが報告されているんですね。

K 概略は報告されています。

Q 教育委員会の人事の取りまとめの責任者は管理部長ですね。

K はい。

Q 六二年度の報告書で本件六人の教員に対する人事異動はこの中で、どこで、どのように扱われているのですか。

K わかりません。

Q 市芦のところ(六二年度)を見ると、転職は〇、配置換えも〇となっています。いったいどのように扱っているのですか。

K ……えっと、わかりません。

Q 六一年度、同じく転職は〇で配置換えは七とありますね。これは本件と関係あるんですか。

K わかりません。

Q あなたは責任者でしょ。

K 細かい数字をいちいち誰が覚えてますのん。

Q いえ、この配置換えというのが本件の人事異動と関係あるのかわからないのかと聞いているんです。

K わかりません。(無責任やなあ、と抗議の声) 何が無責任や!

Q そういう対応されますと芦屋の市民も怒

審査長からも大人扱いされず。

多数の市民、他市行政職員の前で醜態さらす

小林部長は審査長が手を挙げて制止したにもかかわらず、一目散に公平委員専用の出入口から出ていき、一時間近く所在不明となりました。

あまりにも唐突な小林部長の行為に、寺内処分者側代理人も嘔然として、しばらく口を開けたままポカンとしていました。

傍聴者もあきれ果てていましたが、「呼び戻すべきだ」との声が上がり始めました。審査長も「どうもこの建物の中にいるようだが…」

とあまりにも大人げない対応に苦慮してしました。

その後、処分者側代理人を通して小林部長を呼び戻し、小林部長に対して審査長から厳重注意した上で、審理は再開しました。

証人が証言に詰まって審理廷から逃げ出すなどという事は、全国裁判史上例を見ない前代未聞の珍事なのです。

しかも、市民や研修で来ている尼崎市職員など、満員の傍聴者の面前での大失態なのです。

すが、私の方は市の規則で適用・運用できるんではないかというたまでのことです。

これらのことは、臨時教員や教員免許をもたない実習助手を部長にしたり、法律や条例規則をも無視して組合潰しを強行したためつじつまが全く合わなくなっていることを示しています。それらが今回全て破綻したため小林部長は審理廷から逃亡せざるをえなくなつたのです。

夏季一時金 カンパのお願い

猛暑が続いています。会員の皆様方には、平素から市芦反弾圧闘争に温かいご支援をいただき、誠にありがとうございます。

審理では、今号報告のとおり、「本人同意の不必要な配置換」との処分者側主張を、小林証人が「転職」とくつがえし、争点とされる処分根拠について処分者側主張の基軸すら破綻しました。あと一歩です。今後の審理闘争を支えるべく、カンパと会費の定期的振込みをよろしくお願いいたします。

郵便振替口座
振込先 神戸七二二四八八

法の上下関係もめちやくちや!

法に違反しても市条例には違反していない!?

今回の逃亡に至るまでも、小林部長の答弁は「知りません」「忘れました」「配転先の所属長のやったことです」の連発で、「小林・三大語録」といわれる無責任きわまりないものでした。

一例をあげると、教諭しか任命できない部長に臨時教員を任命したことについてのやりとりです。

Q 学校教育法施行規則では進路指導部長は教諭をもって充てる、とこう規定されているでしょう。

K 私は市の学校管理運営規則の定めにとつてやっていますから。

Q あなたは法律と条例の上位、下位の関係はおわかりですね。

K 先生は法律だけをおっしゃっておられま

風変りなスト破り

市芦分会 吉村士郎

例年なら卒業式が過ぎても就職未定の子が何人か残るのだが、今年は卒業式を待たずに就職希望者全員の就職が決まった。ほっとしたものなぜか気分はさえない。春休みに入り、学校へ行くと体育館の道場から練習に熱のこもった空手部の部員達の元気なかけ声が聞こえてくる。校庭は桜が満開だというのに、なぜか気分はさえない。市芦に残っている組合員は、これらのことを素直に喜ぶ気分になれなくなっている。なぜなら、これらもまた「教育改革」の「成果」として回収されてしま

うからだ。いっそのこと、何もしない方がよいのか。やりきれない憂うつな気分を、ここ数年じっとかみしめている。

教師として市芦に骨を埋めるつもりで教育に取り組んできた九人の仲間が強制配転されて、五年が経過した。教科・進路・生活指導、学級経営などあらゆる面で優れた力を発揮した九人のベテランの教師を失った上、大幅な教員の減員が行われたときから、市芦は学校としての機能を停止してしまつた。

教師、生徒を徹底した管理体制のもとにおき、職務命令を乱発し、あらがう教師を排除

すること進められた「教育改革」がもたらしたものは、学校の荒廃である。教師と生徒の信頼関係は崩れ、教師不信となった生徒たちは荒れまくっている。いまだかつてないほど授業の成立が困難になっている。疲労と出口のないいらだちばかりが蓄積し、「こんな消耗戦やってられるか」と思う。しかし、身についた教師根性ゆえか、生徒を前にするとい動いてしまふ。これではまるで「スト破り」ではないかという奇妙な感覚に襲われる。

就職先へ提出する応募書類に、三年間部落研活動を続けてきたことをありのままに書いてほしいと出身の生徒が言ってきた。担任は就学旅行で不在なので、一人で家庭訪問に行く。子どもの話を伝えると、お父さんは「出身を名乗っていいことなど何一つない」と言う。差別的に厳しい現実を知るゆえに、解放運動に積極的な両親の沈黙が続く。長い沈黙の後、「子どもが決心するなら、親として力いっぱい支えてやりたい」「学校としてできるだけのことをやってほしい」と話された。

進路保障運動がつぶされ、学校ぐるみの進路指導体制が解体されている現在、「学校とし

てできること」とは何か、帰りの夜道考える。この子と親の控えめな要求を市芦は受けとめられるのか、暗たんたる思いに頭をかかえこむ。翌日、応募書類を持って会社に行き、担当者へ生徒の話をする。いつのころか、危うさから逃れられるとでもいうように。試験に備え、顧問といっしょに模擬面接を繰り返す。試験当日になると心配になり、会社近くで生徒を待ちうけ、ひとこと「がんばれよ」と声をかける。

今までなら、ホームルーム討議であるいは就職生集会で、子ども達によって鍛えられ、励まされてきたであろうが、今の彼にはその場はない。地域での解放運動、子供会活動でやってきたことを唯一の支えとして入社試験にのぞむ彼にとって、「がんばれよ」の教師のひと言が何ほどの励ましになるのか、己れの無力をただかみしめるだけである。

このような組合員の気持ちなどおこまいなしに、市芦を出世の踏み台とする教師たちがいる。「教育改革」のお先棒を担ぐことで忠誠表明し、市内の教頭・校長になっていく教師たちであり、市教委入りをめざす教師たち。こんな教師たちによって進められてきたのが「教育改革」なのだ。うまく行くはずがない。

市芦が必要としているのは「骨を埋める」教師たちである。私らもまた骨を埋められるのか。

雨中PKO反対デモ

芦屋 市民60人参加

芦屋市精道町の芦屋川河川敷で七日、「PKO協力法案に反対する市民の会」が開かれ、市民約六十人が参加した。国会で与野党の攻防が続いているが、「国会任せにせず、今こそ法案に対する不安な思いを声に出して伝えよう」と参加者一人ひとりが発言し、入梅の雨の中をデモ行進した。

集会では、「憲法を守る芦屋市民の会」やYWCAなど市民グループの代表や主婦ら六人が発言した。「将来、子や孫から『なぜあの時、反対しなかったのか』と批判されたくない」「若者の無関心に腹が立つ。戦争となれば真っ先に前線に送られる若者に考え直してもらいたい」「国際貢献はまず、戦後補償を出発点とすべき」などの意見が出された。

その後、「許すなPKO法案」や憲法九条の条文などを書いた横断幕を先頭に、JR芦屋駅まで約二キロをデモ行進した。



雨の中を「自衛隊の海外派兵を止めよう」とデモ行進する市民ら
芦屋市公光町で

朝日新聞 1992.6.7

活動日誌〈抜粋〉 5.19～7.22

- 5・22 狭山・反戦集会に参加。
- 25 事務局会議。
- 27 麦の家事務局会議。
- 28 法対会議。
- 30 兵高教本部大会。
- 6・3 通信No.58発送。
- 4 分会会議。
- 5 P K O 反対、ヒラ駅頭配布。
- 7 P K O 反対市民集会・デモに参加。
- 15 一時金市教委交渉(7/22)
- 16 国労闘争団支援物販実施。
- 20 麦の家例会(進学、進級生親の交流会) 分会決起集会。
- 24 麦の家事務局会議。
- 27 兵高教阪神支部総会。
- 28 団結まつり(メリケンパーク)に参加。
- 29 事務局会議。
- 7・3 法対会議。
- 9 法対会議。
- 13 法対会議。
- 14 第四三公開口頭審理(小林証人逃亡) 事務局会議。
- 15 事務局会議。
- 17 事務局会議。
- 18 現代史を考える会、進路交流会に参加。
- 20 事務局会議。
- 22 市役所前早朝、ヒラ配布。麦の家事務局